

独立監査人の監査報告書

平成23年6月21日

日 本 放 送 協 会
会 長 松 本 正 之 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木啓之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井靖容	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原科博文	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前田隆夫	㊞

当監査法人は、日本放送協会の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日本放送協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上